

宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和2年2月18日

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産業課

被 処 分 者	商 号	株式会社Next Futures
	代 表 者	代表取締役 武富 大輔 (たけとみ だいすけ)
	主たる事務所	東京都中央区八重洲一丁目6番14号
	免許年月日	平成28年4月28日
	免許証番号	東京都知事(1)第99102号
聴 聞 年 月 日	令和2年1月16日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止5日間	
業 務 停 止 期 間	令和2年3月4日から令和2年3月8日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第35条第1項(重要事項説明書の記載不備) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>株式会社Next Futures(以下「被処分者」という。)は、平成29年7月に、貸主Aと借主Bとの間で成立した、神奈川県横浜市所在の建物の一室の賃貸借契約において、媒介業務を行った。</p> <p>この業務において、被処分者には、下記のとおり宅地建物取引業法(以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">法第35条第1項に定める書面(以下「重要事項説明書」という。)において、契約解除予告時期について不実の記載をした。重要事項説明書において、契約期間について不実の記載をした。重要事項説明書において、「所有権以外の権利に関する事項(乙区欄)」に「有」とのみ記載し、具体的な内容の記載を怠った。重要事項説明書において、「登記簿に記載された事項」中に「別紙参照」と記載したが、別添資料一覧に登記全部事項証明書等登記に関する資料を記載しなかった。重要事項説明書において、特約条項について、賃貸借契約書そのものを参照させるかのような記載をした。 <p>1は法第35条第1項第8号に、2は同項第14号イ及び宅地建物取引業法施行規則第16条の4の3第8号に、3は法第35条第1項第1号に、4及び5は同項本文にそれぞれ違反し、それぞれ法第65条第2項第2号に該当する。</p>	